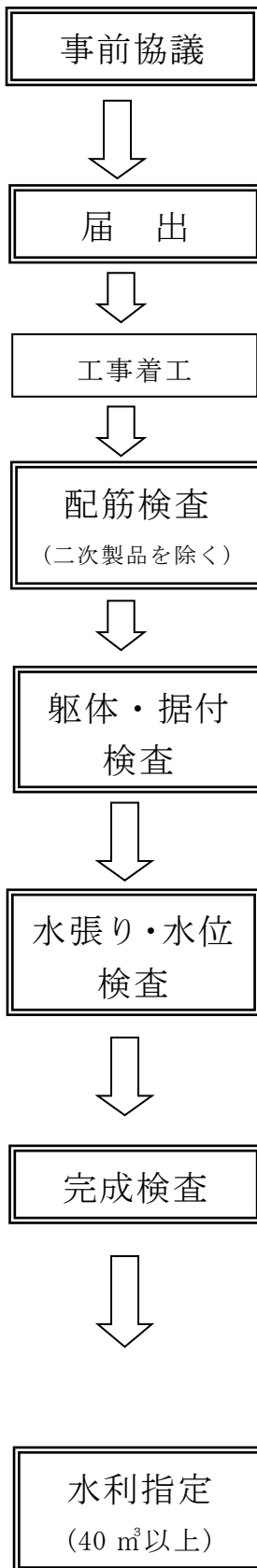


消防用水利施設設置の流れ



「上尾市消防水利施設等に関する設置基準」による消防水利施設の設置については、上尾市開発指導課に開発行為許可申請書等を提出する前までに上尾市消防本部警防課と事前に協議してください。

消防水利施設設置届出書に関係書類を添えて、工事着工(建物と一体となる消防水利施設については建築物の工事着手をいう。)の概ね2週間前までに、上尾市消防本部警防課へ提出してください。

届出部数 **2部** (正・副)

防火水槽は、工事の工程ごとに配筋検査(二次製品を除く)を実施しますので、検査希望日より概ね1週間前までに、電話等で上尾市消防本部警防課へお申し込みください。

防火水槽等の躯体及び据付(二次製品)検査は、検査希望日より概ね1週間前までに電話等で上尾市消防本部警防課へお申し込みください。
なお、検査員から指摘された場合には改修をお願いします。

躯体又は据付検査後、防火水槽に給水をしていただき、満水になった日を上尾市消防本部警防課まで連絡をお願いします。満水になった日から概ね1週間後に上尾市消防本部警防課で水位確認を実施いたします。

なお、給水後に減水等の異常がある場合には、改修をお願いします。

検査希望日より概ね1週間前までに電話等で上尾市消防本部警防課へお申し込みください。届出のとおり施工されていれば、届出書の1部に検査済印を押印してお返しいたします。

なお、この検査済印を押印した届出書をコピーして上尾市開発指導課へ1部提出してください。

防火水槽の容量が40 m³以上の場合は、消防法第21条に基づき指定消防水利として別途指定手続を行う場合もありますので、ご協力をお願いします。

お問合せ先

上尾市消防本部警防課

電話 048-775-1312

FAX 048-775-2230